

児童手当制度

担当 子ども育成課

☎046(252)7201
FAX046(255)5080

出産や市内への転入などにより、新たに児童手当の受給資格が生じた場合は、忘れずに申請してください。

○対象 0歳～中学校修了前(15歳到達後最初の3月31日)の児童を養育する方(所得制限あり)

○支給時期 申請月の翌月分から支給(月末に出生した場合などは、その翌日から15日以内に申請する)

○所得制限限度額未満(児童手当) ▽3歳未満Ⅱ 1万5千円▽3歳以上Ⅱ 小学校修了前Ⅱ1万円(第3子以降1万5千円)▽中学生Ⅱ1万円

○所得制限限度額以上(特例給付) 一人5千円

ひとり親家庭の支援制度

担当 子ども育成課

☎046(252)7201
FAX046(255)5080

ひとり親家庭の生活支援を目的としたさまざまな制度があります。

◆県母子父子寡婦福祉資金貸付制度(県事業)
母子・父子家庭や寡婦の方を対象に、経済的な自立や子どもの修学のための資金貸し付けを行っています。希望者は、電話で担当へお問い合わせください。

○就学支度資金(入学金)
小・中・高等(専修)学校、専門学校、短期大学、大学などの入学に必要な資金(6万3100円～58万円)

○修学資金 高等(専修)学校、専門学校、短期大

と翌月分から支給) ※原則、毎年6・10・2月に前月分までを支給。

◆支給額(月額)
○所得制限限度額未満(児童手当) ▽3歳未満Ⅱ 1万5千円▽3歳以上Ⅱ 小学校修了前Ⅱ1万円(第3子以降1万5千円)▽中学生Ⅱ1万円

○所得制限限度額以上(特例給付) 一人5千円

ひとり親家庭の生活支援を目的としたさまざまな制度があります。

◆ひとり親家庭等日常生活支援事業
急な病気やけが、看護、冠婚葬祭、通学、就職活動などの理由で、家事や育児にお困りの方へ家庭生活支援員を派遣します。

○支援内容 乳幼児の保育、調理、掃除、買い物他(年間10日以内)

○費用 1時間70円～150円(市民税非課税世帯は無料)

○事前申請
保険税(料)の納付済み額を事前に確認したい方は、申請が必要です。詳しくは、

児童扶養手当・特別児童扶養手当

担当 子ども育成課

☎046(252)7201
FAX046(255)5080

児童扶養手当はひとり親家庭を、特別児童扶養手当は障がい児を養育する方を支援するための手当です。いずれも支給要件と所得制限があります。詳しくは、担当へお問い合わせください。

○対象 ▽児童扶養手当 Ⅱ離婚や死亡、遺棄などによって父または母と生計を同じくしていない18歳未満の子どものを養育する父母などを養育する父母など

○申込方法 直接担当へ
※事前相談は午前8時30分～11時、午後1時～4時に受け付けます。相談には時間がかかるので、余裕を持ってお越しください。

保険税(料)納付済額のお知らせ

担当

①について 国保年金課

☎046(252)7003

FAX046(252)7043

②について 介護保険課

☎046(252)7719

FAX046(252)8238

③について 医療課

☎046(252)7213

FAX046(252)7043

1～12月に納めた①国民健康保険税②介護保険料③後期高齢者医療保険料を記載した通知「保険税(料)納付済額のお知らせ」を令和2年1月24日(金)に発送します。

同通知は、確定申告などの参考書類として利用できるので大切に保管してください。

◆事前申請
保険税(料)の納付済み額を事前に確認したい方は、申請が必要です。詳しくは、

令和元年度後期危険物取扱者保安講習会

担当 予防課

☎046(256)2187
FAX046(256)3225

○とき 令和2年1月下旬～3月上旬

○ところ 県内9会場
※講習種別によって日時や会場が異なるので、詳しくは担当へお問い合わせください。

○対象 危険物施設における危険物の貯蔵取扱作業従事者で次のいずれかに該当する方
①継続して従事している方で、前回受講日以後における最初の4月1日から3年以内
②新たにまたは再び従事することになった日から1年以内
③右記②のうち、過去2

就労準備定例説明会

担当 生活支援課

☎046(252)8566

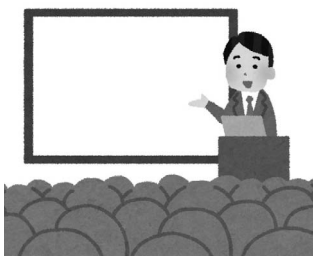
FAX046(252)7043

就労経験のない方、退職から長期経過した方など、働くことに不安を抱える方へ働くためのサポートを行うっており、次の通り説明会を開催します(本人以外でも参加可)。

○とき 12月10日(火) 午前10時～11時

○ところ はたらつく・ざま(相武台1-35-6三

裕ビル2階)
○費用 無料
○申込方法 電話、ファクスまたは直接担当へ



墓参がより身近に、より便利になりました。 圏央道全線開通 交通のご案内

圏央道「相模原愛川IC」より約12分!
「相模原IC」より約15分!
「圏央厚木IC」より約17分!

相模メモリアルパーク
カーナビ搭載のお車の場合は
カーナビ 046-281-0419(管理事務所)と入力してください。

お手頃価格 墓地使用料 墓石工事代

95万円(税別)より

(一財)神奈川教育福祉振興会指定 (一財)神奈川教育会館指定
(一財)神奈川厚生福祉振興会指定 神奈川県市町村職員共済組合指定
許可/平成5年7月30日 認可/神奈川県指令環衛 第131号

〒243-0308 神奈川県愛甲郡愛川町三増109-2
石材センター 営業時間 8:30～17:00(水曜定休)

広告 相模の大地を望む緑の公園墓地
宗旨・宗派不問

おかげさまで 大好評 受付中

年間管理料(別途)が安心価格の2,200円

相模メモリアルパーク

0120-000-375